

補助金調書

補助金名	福岡アジア都市研究所補助金				担当課 (連絡先)	総務企画局企画調整部企画課 (TEL 092-711-4863)	
交付先	団体	公益財団法人 福岡アジア都市研究所			区分	外郭団体等への補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行うことのできる団体が限定されており、公募制に馴染まないため						
補助開始年度	昭和63	年度	経過年数	37	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 公益財団法人福岡アジア都市研究所(以下「財団」という。)の実施する都市政策に関する調査研究、知識の普及及び情報の収集、提供、アジア諸都市との研究交流並びにこれらに関連する事業は、福岡市の都市政策推進及び地域社会の発展に寄与するものであり、公益性・公共性の高い事業であるため。</p> <p>【対象事業】 都市政策に関する調査研究に関する事業、アジアネットワークの形成に関する事業、情報の収集、分析、加工、発信に関する事業、人材の育成に関する事業等</p>						
補助金の終期	令和7	年度	延長回数	2	回		
終期を延長する理由	財団は地域特性に応じた様々な行政情報を収集・分析し、福岡市に特化した調査研究を行っており、その研究実績は90件を超え、独自のノウハウと知見を蓄積している。このため、福岡市の都市政策推進及び地域社会の発展を図るため、財団の事業を引き続き支援するもの。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	<p>【対象経費】 補助対象事業を実施するために必要となる経費</p> <p>【算定方法】 財団の収入(基本財産運用収入、賛助会費収入、受託事業収入、負担金収入、助成金収入等)で賄うものを除いた額とする。ただし、その額が予算の額を超えた場合は、その超えた部分については交付しない。</p>					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	96,488 千円	94,077 千円	96,074 千円	80,220 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>基幹調査研究等事業</p> <p>①都市政策に関する調査研究(ア. 総合研究 イ. 個別研究 ウ. 共同研究)</p> <p>②アジアネットワークの形成(ア. アジア交流プラットフォーム形成、イ. 国際視察・研修受入れ ウ. 日本・アジア青少年サイエンス交流事業)</p> <p>③情報の収集・分析・加工・発信(ア. 都市情報の収集・分析・加工 イ. 都市政策資料室の運営 ウ. 刊行物の発行 エ. ホームページを活用した発信 エ. 都市セミナーの開催 オ. ナレッジコミュニティの開催)</p> <p>④人材の育成(ア. 市民まちづくり研究員の受け入れ イ. 会員研究員受入れ ウ. インターンシップ受入れ)</p>						
補助金交付 による効果	<p>・「都市政策に関する調査研究」及び「情報の収集・加工・分析・発信」については、福岡市の政策の形成、推進および地域社会の発展に寄与している。</p> <p>・「人材の育成」については、まちづくりに関わる市民等の育成に寄与している。</p> <p>・「アジアネットワーク形成」については、主にアジアの研究者や政府関係者とのネットワークを活用し交流していくことで、アジア諸都市との交流推進や福岡市の政策の形成及び推進に寄与している。</p>						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。